

令和5年5月2日

保護者の皆様

浜田市教育委員会
教育長 岡田 泰宏
(学校教育課)

5 類感染症へ移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について

保護者の皆様には、平素から本市の教育活動にご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行することに伴い、国から学校における感染症対策の見直し等について通知がありました。

つきましては、国の通知に基づき、浜田市内の小中学校における対応を下記のとおりとしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 学校における基本的な感染症対策について

- (1) 基本的な感染症対策として、「適切な換気」「手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導」に取り組みます。
- (2) マスクについては、着用を求めないことを基本とします。
 - ※ 夏季に向けては、熱中症対策の観点からマスクを外すよう指導をする場合がありますのでご理解ください。(着用を希望する児童生徒には、可能な限り配慮します。)
 - ※ 2(2)の場合や、地域や学校において感染症が流行している場合などには、マスク着用の協力をお願いする場合があります。
- (3) 毎朝の検温及び体温チェックシート等の提出は、不要とします。
 - ※ 引き続き、お子様の健康状態の把握には努めていただき、発熱や咽頭痛、せき等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず、自宅で療養してください。(「出席停止」等の扱いとします。)

2 新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について

- (1) 児童生徒の感染が確認された場合、学校保健安全法施行規則第19条第2号に基づき、発症日を0日として5日が経過し、かつ解熱するなど症状が改善してから1日が経過するまでは、「出席停止」になります。

(裏面へ)

- (2) 出席停止の解除後、発症から 10 日を経過するまでは、マスクの着用にご協力をお願いします。
- (3) 濃厚接触者の特定は行われませんので、ご家族に感染が確認されても、児童生徒本人に症状がない場合は、登校を控えてもらう必要はありません。
- (4) 児童生徒やそのご家族の健康・感染に不安があり、保護者の判断で登校しない場合、欠席扱いではなく「出席停止」等とする場合がありますので、各学校にご相談ください。

3 その他

- (1) マスクの着用の有無による差別・偏見等がないように、各家庭におかれましては、お子様と十分に話をさせていただきますようお願いいたします。

【問い合わせ先】

浜田市教育委員会学校教育課 担当：上野

電話 0855-25-9710

Mail gakkou@city.hamada.lg.jp